

令和6年第3回川場村議会定例会会議録第1号

令和6年9月3日（火曜日）

議事日程 第1号

令和6年9月3日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（7番・8番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第36号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第37号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第38号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第39号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第11 議案第41号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第42号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第43号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第44号 令和6年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 認定第 1号 令和5年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 2号 令和5年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 3号 令和5年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 4号 令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 5号 令和5年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 6号 令和5年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０人）

1 番	栗 原 達 也 君	2 番	千木良 澄 夫 君
3 番	宮 内 好 美 君	4 番	細 谷 市 衛 君
5 番	角 田 文 雄 君	6 番	丸 山 敏 雄 君
7 番	津久井 俊 雄 君	8 番	星 野 孝 之 君
9 番	黒 田 まり子 君	10 番	小 菅 秋 雄 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	角 田 圭 一 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	戸 部 正 紀 君
住 民 課 長	安 藤 秀 昭 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	小 菅 喜 仁 君	田園整備課長	横 坂 徹 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 忠	書 記	田 中 玲 子
---------	-------	-----	---------

◎議長挨拶

○事務局長（今井 忠君） ただいまから、令和6年第3回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第3回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、条例の一部改正、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算、令和5年度各会計決算認定案件等、数多くの重要案件が提出されております。議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様の格別なご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎村長挨拶

○事務局長（今井 忠君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和6年第3回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長をはじめ議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

8月11日に閉幕したパリオリンピックでは、パリ市内を中心に名所旧跡も会場に活用しながら、17日間にわたり各国代表選手たちの熱い熱戦が繰り広げられました。日本選手団は、金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個を獲得し、金メダル数及びメダル総数ともに海外開催のオリンピックでは最多の獲得数となる活躍でありました。また、8月28日からはパラリンピックも開催されており、どちらもオリンピックという重圧の中、全身全霊で競技に臨む選手たちの姿が多く感動と勇気を与えております。

また、世界各地の紛争や政治情勢がスポーツにも影響を与え、個人資格での参加や難民選手団などという参加形態が見られました。一方で、SNS交流サイトを通じ、出場選手への誹謗中傷が発信されるなど、現代社会ならではの問題も浮き彫りになりました。

さて、今年の夏は例年以上に暑い日が続きまして、各地で最高気温が35度を超える猛暑日の連続記録を更新するなど、日常生活やスポーツの場面などでも危険な暑さに対応するための対策が講じられ、かつて経験がない暑い夏となりました。この高温による農作物の生育への影響が最小限であることを願うばかりでございます。

8月8日に日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生した際には、南海トラフ地震が発生する可能性が平常時より高まるとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に伴う政府としての特別な注意の呼びかけが1週間にわたり発せられました。幸い、現在まで大地震につながる状況には

なっておりませんが、日頃から地震への備えを改めて確認する機会となりました。

暑さ対策の一環で開催時間等を一部変更しての開催となりました川場まつりでございますが、特に担ぎ手不足という課題を抱えながらも、各地区区長をはじめ関係役員皆様のご尽力によりまして、中央公園をにぎやかに力強く練り歩く神輿渡御が実現し、ご来場いただいたご来賓の皆様からも感動と賛辞の言葉をいただきました。また、2台の子ども神輿を担ぐ小学生、中学生が元気に大きな掛け声を出しながら、とても楽しく、うれしそうに練り歩く姿もまた印象的でありました。

道の駅川場田園プラザでは、夏休み期間を通じて例年を上回る来場者が訪れ、猛暑の中、連日大変なにぎわいでありました。旅行専門雑誌「じゃらん」による全国道の駅グランプリ2024におきましては、第2位と残念ながら3年連続のグランプリは逃したものの、もう一度利用したい道の駅ランキングでは第1位となり、2度3度と訪れたい満足度の高さが証明されております。

また、その一因としては、多くのお客様に提供するブルーベリーやトウモロコシなどの農産物の豊富さや、飲むヨーグルトをはじめアイスクリームやチーズの原料となる生乳の供給など、地元川場村の農業の豊かさも大きな支えとなっていることと考えております。

子供たちの活躍では、7月に開催された群馬県中体連総合体育大会において、ソフトテニスで2名が入賞し、関東大会に出場いたしました。関東大会では、入賞こそ逃したものの、持てる力は全て発揮し、健闘してくれました。選手の健闘をたたえとともに、ご指導いただきました先生方や献身的に選手を支えられた保護者の皆様方に敬意を表するものであります。

川場中3年生をアメリカ・スターバリー地方へ派遣する国際交流事業が今年も開催され、昨年よりも多い19名が参加いたしました。8月13日から20日までの8日間の全行程を無事に終え、参加した生徒には大きな経験とたくさんの思い出が残ったことと思います。この経験をこれからの学校生活に生かしてほしいと願うばかりであります。そのほかにも、小学校5・6年生の30名が参加した海辺体験教室や中学1・2年生の8名が参加したイングリッシュキャンプも滞りなく実施され、子供たちにとって有意義な夏となりました。

川場小金管バンド「川場キッズ」は、過日行われましたバンドフェスティバル県大会において見事金賞に輝き、10月6日に開催される西関東大会に向けて日々猛練習を行っております。ほかの出場校と比べても明らかに少人数ではありますが、少人数ならではの一体感を武器に、必ずや力強いパフォーマンスを発揮し、観客を魅了してくれるものと期待しております。

本定例会に提案する案件は、条例の一部改正4件、一般会計及び特別会計の補正予算6件、決算認定6件、報告6件、人事案件3件、その他1件の合わせて26件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

◎開会・開議

午前9時09分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番津久井議員、8番星野議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月13日までの11日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る6月28日付で、川場村監査委員から議長宛てに財政援助団体等監査の結果報告書の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりでございますのでご承知願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 受理番号6番を総務文教常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。それでは、よろしく願いいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 2番千木良澄夫です。

通告により質問をさせていただきます。

中学校部活動の地域移行についてお伺いいたします。

令和4年12月に国から、学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組むべく、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されました。その中において、令和5年度から7年度の3年間を改革推進期間と位置づけ、部活動改革を進めていくとしています。また、群馬県においても、令和7年度末までに地域や学校の実情に合わせて地域移行に取り組むことができる環境整備を進めるとの目標を立てております。

部活動改革は、教員の過重労働問題や全国的な少子化を受け、中学校の部活動を学校から切り離し、民間団体に委ねて新たな運営形態の構築を目指す取組であります。メリットとしては、生徒が専門的な知識や技術を持った方から指導を受けられる、また、今まで学校にない部活動の競技に参加することができます。教員、先生は放課後や休日の部活動指導がなくなり、時間的な余裕ができ、授業準備やその他の業務に時間を充てられるようになります。

少子化の中でも、将来にわたり、生徒がスポーツや文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することは、非常に大事なことであります。地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下、生徒にとって魅力あるスポーツに持続可能な環境の確保と多様な体験機会を提供することは大切なことであります。

つきましては、川場中学校の部活動の地域移行の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 千木良澄夫議員の一般質問にお答えをいたします。

川場中学校部活動の地域移行の取組についてであります。中学校の部活動については、生徒に対してスポーツや文化・芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自発的、主体的な参加による活動を通じて学習意欲の向上や責任感の醸成、協力の大切さや協調の精神、自己肯定感や自己指導力能力等の育成に資するものとして大きな役割を担っているものであります。また、教員にとりましても、生徒の多面的、多角的な理解を深めたり、生徒の問題行動を未然に防いだりするなど、生徒指導上大きな意義があるとともに、生徒の活躍や成長を保護者及び地域の方々と共有することにより学校の教育活

動への信頼を高め、地域との一体感や愛校心の醸成にもつながるものであります。

しかし、議員ご指摘のとおり、近年、少子化の進行により部活動の存続や運営が難しくなってきたり、生徒や保護者の多様なニーズに対応し切れなかったり、また、教職員の多忙化の一因となったりするなど、多くの課題が生じてきております。

本村においても、こうした背景から出された国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインや、県の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画等を参考にしながら、毎月開催される定例校園長会で情報交換するとともに、川場村の実情や他市町村の取組状況等についての情報収集に努めてまいりました。

また、7月25日には、学校運営協議会、スポーツ推進委員、文化協会、スポーツ協会、スポーツクラブの各代表者にお集まりをいただき、部活動の地域移行に関する懇談会を開催し、川場中学校の部活動の現状や今後の在り方、他市町村の動き等について事務局より説明するとともに、川場村の状況及び地域の受皿や指導者等についての情報交換を行ったところであります。

今後は、この懇談会を拡大した川場村地域クラブ活動推進協議会を設置し、休日部活動の地域展開に係る仕組みづくりや地域クラブ活動の運営方法、生徒や教職員の希望調査等について検討していただく予定であります。

また、部活動の地域移行につきましては、指導者の確保をはじめ、受皿となる組織や団体の協力に負うところが大きく、本村だけでの取組では対応し切れないことも予想されることから、利根沼田の各市町村と相互に情報を共有し、緊密な連携を図りながら取り組んでいく所存であります。

以上、川場村の部活動の地域移行に係る現状について申し述べましたが、議員各位の深いご理解と力強いご支援を賜りますようお願い申し上げまして、千木良澄夫議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

今のお話の中で、地域連携を取る活動推進協議会の立ち上げ、また他市町村との連携、また7月25日ですか、関係団体との懇談会を実施したということでございます。また、今後はアンケートの聞き取り調査等も行っていくということでございますが、検討していくということだけではなかなか先に進んでいかないかなと思います。これらについては、早期に取組を行う必要があらうかなと思います。期間を定めての具体的な移行の計画について、再度質問をさせていただきたいと思います。

また、川場村に現存するスポーツクラブでございますが、村の社会体育、また生涯スポーツを先頭に立って進めている団体であると思いますが、このような団体としっかり連携を取って計画を立てて進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上の2点について、再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） それでは、再質問に対しましてご回答させていただきます。

推進協議会の立ち上げ時期ということでございますけれども、年内もしくは年度内に開催するように今調整を進めているところでございます。それから、スポーツクラブとの連携ということですが、7月25日の懇談会におきましてもスポーツクラブの代表の方に出席をしていただきました。これから地域連携を進めていく上でスポーツクラブの存在というのは大変大きな存在だと思っておりますので、連携を積極的に進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ご答弁ありがとうございました。

推進協議会を年度内ですか、立ち上げるということでございます。それに併せて他市町村との連携、またアンケート調査、保護者また生徒へのアンケート調査など、まだまだ期間を定めて実施していかなければならないことだと思います。なかなか考えているだけでは前へ進みませんが、およその今後の移行までの計画について再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 他市町村との連携の時期とかアンケートの時期とかということでございましたが、推進協議会を立ち上げた中でアンケート内容とかについては協議をしたいなとは思っております。それから、他市町村との連携につきましては、教育長同士の会議の中でも話が出てきていると聞いておりますので、そういったことも含めて推進協議会の中で協議をしたいと。何しろ推進協議会のほうは年内もしくは年度内に立ち上げて、そちらのほうで進め方等も検討していければと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） ありがとうございました。

地域移行を進めていく上で、川場村に合った進め方、また部活動の種類によっても進め方は変わってくるのかなと思います。外山村長の、人数が少なくなっても教育の質を落としたいくないとの強い思いを実践する上でも、生徒の立場に立ち、早期に具体的に改革を進めていただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、2番千木良議員の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

◎日程第 6 議案第 3 6 号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 6、議案第 3 6 号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第 3 6 号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

改正前の本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に基づき、法で定められた範囲内において、村の機関が保有する特定個人情報を相互に利用できるよう定めたものであります。

これらの個人情報の提供を受けて行う村の事務処理の範囲に、新たに福祉医療及び障害者支援に関する分野を加え、事務の効率化と住民の負担軽減や利便性を向上させるため、条例を改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 3 6 号 川場村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 37 号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 7、議案第 37 号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第 37 号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和 3 年 9 月 1 日に施行されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を受け、本村では令和 6 年 9 月 17 日から標準準拠システムへ移行することを進めております。

これに伴いまして、標準化対象事務の一つであります印鑑登録事務について、国から示された内容と村の条例に差異がございましたので、川場村印鑑条例の一部を改正するものであります。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 37 号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 38 号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第 8、議案第 38 号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を

議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第３８号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う事業者に対して固定資産税が課税免除される規定であります、国の根拠法令の一部が改正されたことに伴い、村の関係条例の一部を改正するものであります。

今回の一部改正につきましてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第３８号 川場村地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第３９号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第９、議案第３９号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第３９号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、令和５年に公布した番号法等一部改正により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴い、関係法令等が改正されたことから、川場村国民健康保険

条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号 川場村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第40号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第40号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第40号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の変更は、令和2年に締結いたしました利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定に掲げる生活機能の強化に係る政策分野における福祉の項目について、子育て支援の充実として、NPO法人に委託し、子育てを手伝ってほしい人（お願い会員）と子育てを手伝いたい人（まかせて会員）をマッチングするファミリーサポートセンター事業について、既に沼田市と片品村とは連携する取組として協定を結んでおり、川場村、昭和村、みなかみ町とも協定を結び、取組の連携を広めるものであります。

今般、沼田市及び利根郡の町村との本変更に係る協議が調ったことから、沼田市との協定の一部を変更する協定の締結について、川場村議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、議会の議決が必要となることからご提案させていただくものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第41号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第41号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第41号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,744万円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税995万1,000円、国庫支出金608万4,000円、県支出金47万8,000円、繰越金3,914万5,000円、村債3,000円をそれぞれ追加し、地方特別交付金891万1,000円、繰越金2,400万円をそれぞれ減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明をいたします。

第2款総務費は873万1,000円を減額計上いたしました。アナログ規制の点検・見直し支援業務192万5,000円、標準準拠システム移行対応業務委託料145万2,000円、用地購入費399万9,000円を追加、基金積立金1,768万7,000円を減額いたしました。

第3款民生費は164万7,000円を追加計上いたしました。国民健康保険事業特別会計繰出金151万円を追加、後期高齢者医療特別会計繰出金145万5,000円を減額いたしました。

第4款衛生費は991万円を追加計上いたしました。水道事業会計繰出金435万円、予防接種委託料470万9,000円等であります。

第6款農林水産業費は105万円を追加計上いたしました。横浜で開催するかわばマルシェに関する経費74万2,000円等であります。

第7款商工費は600万2,000円を追加計上いたしました。道の駅キュービクル改修工事費であります。

第8款土木費は598万7,000円を追加計上いたしました。住宅リフォーム助成金100万円、下水道事業会計繰出金420万円等であります。

第9款消防費は52万2,000円を追加計上いたしました。防火水槽補修工事費であります。

第10款教育費は606万3,000円を追加計上いたしました。川場学園電話機器工事163万6,000円、文化会館及び小中学校の電気料200万円等であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 戸部正紀君発言〕

○総務課長（戸部正紀君） それでは、令和6年度川場村一般会計補正予算（第2号）の細部説明をいたします。

令和6年度川場村の一般会計補正予算（第2号）では、歳入歳出それぞれ2,275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,744万円とするものです。

地方債の変更につきましては、5ページをご覧ください。

地方債補正。変更する起債の目的ですが、臨時財政対策債でございます。臨時財政対策債は国が額を定めるものでございまして、当初予算では概算で示された額を計上しておりましたが、額の決定が示されたため、変更するものでございます。補正前の限度額400万円に対しまして、補正後の限度額400万3,000円となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

初めに歳入ですが、補正前の合計額が37億9,469万円に対しまして、補正額の合計が2,275万円、歳入歳出の合計を38億1,744万円とするものでございます。なお、各款の補正額につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

歳出でございますが、補正前の合計額が37億9,469万円に対しまして、補正額の合計が2,275万円となりまして、歳出の合計を38億1,744万円とするものでございます。各款のそれぞれの補正額につきましては、補正額の欄のご覧のとおりでございます。補正予算額の財源内訳でございますが、国県支出金が656万2,000円、その他がマイナス2,400万円、一般財源が4,018万8,000円となります。その他の内容につきましては、友好の森整備基金、環境整備基金、

それぞれからの繰入金を減額するものでございます。

8ページをご覧ください。

歳入の詳細説明となります。

初めに、9款1項1目地方特例交付金でございますが、891万1,000円を減額しております。こちらは国からの交付金額の決定を受け、減額するものでございます。

続きまして、14款2項1目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。117万7,000円。こちらは、マイナンバーへの関連づけのためにシステム改修費用として計上させていただくものでございます。こちらは、歳出につきましては当初の予算で計上させていただいておりますが、10分の10の補助金額が確定したため、今回歳入として計上させていただくものでございます。

その下の3目衛生費国庫補助金でございます。一番上の感染症予防事業費補助金でございますが、こちらは下の9ページの15款2項3目の県補助金のほうに組替え、移替えということで、本来の項目のほうに移すものでございます。

それから、2つ下の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金502万1,000円でございますが、こちらは、コロナワクチンの接種事業は本年10月から定期接種に移行いたします。それに伴いまして、1人当たりのワクチン費用1万5,300円というのが国から示されておまして、そのうち国負担金が8,300円、村負担金が4,000円、自己負担金が3,000円ということで、国の8,300円の負担金に対しまして、村の65歳以上の人口が1,200人ほどおります。その希望する方を約半数と見込みまして、605人を見込みます。8,300円掛ける605人ということで、502万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、9ページをもう一度ご覧ください。

18款1項5目環境整備基金繰入金でございます。こちらは取崩しで繰入れを見込んでおりましたが、こちらの基金の財源活用、資産活用として、令和7年7月に満期を迎える預金として活用しておりますので、満期を迎える前ということで、これは取り崩さずにほかの財源を手当てするということで減額計上させていただいております。

その下の7目友好の森整備基金繰入金1,400万円の減額でございますが、こちらも当初予算を取り崩して繰り入れる予算計上させていただいておりますが、治山林道費の充当ということが本来の基金の目的にそぐわないのではないかというご指摘を受けまして、減額計上させていただくものでございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

歳出の詳細説明となります。

2款1項1目一般管理費、アナログ規制の点検・見直し支援業務委託料192万5,000円でございます。こちらは、国のデジタル基盤改革に伴うデジタル化を阻害する要因となるような村のアナ

ログ規制の洗い出し作業を本年、来年と事業を行います。こちらを委託するための経費でございます。

その下の3目財産管理費になります。標準準拠システム移行対応業務委託料145万2,000円でございますが、こちらは住民基本台帳ネットワークの更新作業になります。国の共有サーバーに接続するためのシステムの更新ということになります。

その下の24節積立金になりますが、1,768万7,000円の減額でございます。こちらは、令和6年度の森林環境譲与税1,700万ほどの交付が見込まれておりまして、こちらを当初、一旦基金に積み立てて活用するという予定でございましたが、積立てをせずに現年度で即活用するために積立てのほうを減額措置するものでございます。

続きまして、その下の4目企画費になります。12節委託料、それからその下の16節公有財産購入費でございます。所有権移転事務委託料3万円と用地購入費399万9,000円です。こちらは、川場の住宅団地内の土地につきまして、借用していた土地が2筆ほどございました。こちらの土地を所有者の方から譲っていただけるという話がまとまりまして、そちらの土地の購入費と所有権移転の登記の事務委託料を計上させていただいております。

12ページをご覧ください。

2款1項6目交通安全対策費でございます。14節の工事請負費、道路安全施設設置工事請負費70万円ですが、こちらは生品地区内の3か所のカーブミラーを設置するものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費、国民健康保険事業特別会計繰出金151万円でございますが、こちらは、マイナンバーカードと保険証の一体化のため、システム改修費に充当するものでございます。

その下の3目老人福祉費でございます。後期高齢者医療特別会計繰出金145万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、令和5年度の療養給付費が確定いたしまして、広域連合から令和5年度の負担金の返還金が発生しております。そちらの減額分の減額補正となります。

14ページをご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費、水道事業会計繰出金435万円でございますが、こちらは、萩室の下御座地区の配水管工事の変更追加分のほか、村内数か所で漏水工事が発生しておりまして、そちらの工事増加分に対応するための繰出金となっております。

その下の2目予防費でございます。予防接種委託料407万9,000円となります。こちらはコロナワクチンの定期接種に伴う委託料でございますが、1万5,300円、1人当たりの費用のうち、本人負担額3,000円を除きます1万2,300円に対しまして、605人分ということで、744万1,500円から当初予算措置しておりました額を減額しまして、差額として407万9,000円を予算計上させていただいております。

15ページをご覧ください。

6款1項3目農業振興費でございます。こちらは8節旅費から13節使用料及び賃貸料までの合計74万2,000円ほどになるんですが、こちらは9月の26、27日に横浜でSTビルというところで川場村の物産展を開催する予定になっております。今回初めての開催なんですが、そちらの開催経費ということで予算計上させていただいております。

続きまして、16ページをご覧ください。

7款1項2目観光費、こちらの維持補修工事、道の駅の第1から第3までのキュービクルの改修工事になります。こちらは令和5年の12月補正で一旦予算措置させていただいておりましたが、業者から部材の入手が年度内のめどが立たないということで一旦不用額とさせていただいておりましたが、今年度に入りまして部材の調達の見込みができたということで、改めて予算要望させていただくものでございます。

17ページをご覧ください。

8款4項1目公共下水道事業費でございます。下水道事業会計繰出金420万円でございますが、こちらはマンホールポンプの水位計の交換、処理場の曝気槽の部品交換など、当初の見込みを超える修繕費等が発生しておりますので、それに対応するために予算計上させていただくものでございます。

18ページをご覧ください。

10款1項2目事務局費になります。14節工事請負費の川場学園電話機器工事163万6,000円でございますが、こちらは、川場学園の整備に伴いまして、既存部分、改修部分、新設部分の全体の電話機を入れ替えるための予算費用を計上させていただいております。

細部説明につきましては、以上となります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 1点質問させていただきます。下水道への繰出金です。まだ審議されていないんですけれども、決算書を見ると、決算では2,000万円ほどの余剰金といいますか、あるのに、それを使って十分できる700万円の繰り出しですけれども、決算がこれだけあるのに水道へ繰り出すという実情がよく分からないんですけれども、その点についてご説明いただけますでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 宮内議員の質問にお答えさせていただきます。

繰越額の2,000万というのはこちらにはちょっと計上されていないんですけれども、それにつきましては、2,000万につきましては財源が別ですので、その件につきましてはまた決算のとき

お話しさせてもらうんですが、繰越計算書6月議会で提案させていただいた部分と合わせて4, 170万円の、3月議会で提案させていただきました4, 170万円のストックマネジメントの浄化センター再構築委託事業のほうに財源として充てさせていただきます。今回の補正予算に出させてもらいました435万円につきましては、細部説明のほうでありまして萩室の下御座線、今、釣り堀の前を工事しているんですが、その不足分と、あとは……。すみません、420万円ですね、420万円につきましては、その他の漏水工事、天神の水管橋等がマンホールポンプ等の修繕工事に充てさせていただきますので、財源が別ですので、今回は改めさせていただきます、補正予算ということで計上させていただきます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 先ほど説明のあった財源が別というのは、今回これは一般財源で充てるしかない。簡単に言うと、決算が済んで残っている2, 000万というのは、決算審議されていませんけれども、予定されている繰越額が2, 000万というような、これは簡単に言うと、くくりでは下水道事業費の中ですよ。だけれども、もともとはそれは補助金で充てている部分が残っているので、一般財源としては使えないという説明でよろしいのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 繰越額のほうは補助事業ということで財源に充てさせていただきますので、今回の補正については一般財源ということで、すみ分けをさせていただいています。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） お金に色がついているわけじゃありませんので、下水道の事業費の枠の中で、フレームの中での話ですよ。よく分からないような説明なんですけれども、一応、これ以上繰り返してもしょうがないので、以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。2番千木良議員。

〔2番 千木良澄夫君発言〕

○2番（千木良澄夫君） 予算書の18ページになります。10款教育費2項小学校費1目学校管理費の10節需用費の中で、電気料が100万円追加になっていますが、たしか当初予算のときに、当初が480万円ですかね、計上しまして、令和5年が980万ほどだったので、半分に減らしますよというような話で伺ったと思うんですが、ここへ来てまた100万の追加というのはどのような理由なのでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） ご質問にお答えさせていただきます。

当初予算の積算のときには、月４０万円ほどの見積りをさせていただきました。実際、決算において月４０万円程度の決算になったんですけれども、今回、今現在で月４８万円ほど請求が来ております。このままですと１２月まで予算額ではもちませんということで、大変見積み、電気料についてはここのところ上下が大変激しくなっております。ちょっと厳しく新年度見積りのときに見積もってしまったというようなことは事実だと思いますが、文化会館、それから中学校、小学校ともになんですが、月当たりの電気料について値上げがされておりますので、計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ２番千木良議員。

〔２番 千木良澄夫君発言〕

○２番（千木良澄夫君） ありがとうございます。なかなか当初予算で思い切って切りましたので、またここで９月で補正というのはどうなのかなと思いますので、当初予算を組むときにしっかり精査していただければと思います。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。９番黒田議員。

〔９番 黒田まり子君発言〕

○９番（黒田まり子君） １２ページになります。総務管理費の４目企画費の中に入っています地方就職学生支援補助金について、説明をお願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） これは国県の政策でございまして、東京圏内に住む大学生に対しまして、地方の企業の就職試験を受けた場合、内定をして、それから地方に移住をしたいというような意思がある者に対して交通費の６，０００円を一律で交付するものでございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ９番黒田議員。

〔９番 黒田まり子君発言〕

○９番（黒田まり子君） 今、３万円予算を組んだと。これからこのぐらいはかかるかなという意味のお金でしょうか。まだ新しいので、本年度１０月１日以降の正式なということで、希望を含めてこの金額でということですね。はい、分かりました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。５号角田議員。

〔５番 角田文雄君発言〕

○5番（角田文雄君） 17ページの8款土木費、その中に合併処理浄化槽47万円ありますが、これらの場所、あるいは何基ぐらいか、仮に1基当たり幾らぐらいしているか、教えてもらえればありがたいです。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 横坂 徹君発言〕

○田園整備課長（横坂 徹君） 合併浄化槽につきましては、これは7人槽で1基分ということで予算計上させていただいております。当初予算で1基分、5人槽を予定していたんですが、4月、5月中に1基補助をしてしまったために、残り、残額がなくなってしまったということで、1基分、暫定で予算計上させていただきました。これは国県補助金ですので、歳入についても13万円と国庫で入ってきますので、そこら辺合わせて1基分ということで暫定予算です。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 19ページの社会教育費の文化会館費です。電気料については先ほど教育施設のほうで聞いたのでここは割愛させていただきますけれども、12節委託料の施設管理委託料の空調機器保守点検委託料が60万円追加なんですけれども、これは今までの経緯として、例年、金額というのはある程度推測がつくと思うんですよね。あえてここで60万円追加された理由と、それから、簡単に言いますと、昨年から文化会館機能は川場ベースのほうへ移転しているんですけれども、こういう経費は今後ともこうやってかかっていくものなのかどうか、その点についてもお伺いします。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 空調機器保守点検委託料についてお答えいたします。

こちら、今現在、文化会館の空調機器は暖房になったままとなっております。冷房への切替えはいたしておりません。当初ですと、冷房も入れたいというような要望はあったんですけれども、それがかなわないということで、暖房運転する前にボイラーの点検だけはしたいということで、今回計上いたしました。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） 切替えをしなくても、それは例年ですと切替えをしたから要するにこの費用がかかっていて、切替えをしないから本来要らないというふうに当初予定していたということなんです。けれども、やっぱりしないわけにいかないという理由でよろしいでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 当初、暖房だけでしたので、切替えをしないのであれば保守点検は必要ないんじゃないかということもあったんですけども、やはりしばらく使っていないボイラーですので、運転する前には点検が必要だということで、今回計上をさせていただきました。

○議長（小菅秋雄君） 3番宮内議員。

〔3番 宮内好美君発言〕

○3番（宮内好美君） ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 16ページの7款1項2目の、本来であれば10で建物修繕でのつてくるかどうか分からないんですが、自分も3月に一般質問でふれあいの家の周辺の整備をやるかやらないかという質問をしたんですが、その辺はもう少し検討するということで来ているんですけども、今回、スカイビュートレイルがまた9月22、23日に開催予定ですが、ふれあいの家の前の手押しの消防ポンプの入っている、何というんですか、展示場というんですか、小屋というんですか、その屋根が抜けているという話も一般質問でしたんですけども、そのまま半年たっています。当初予算の7款1項2目の10の建物修繕費の中で直す気があるのかないのか。スカイビュートレイルがありますので、哀れな川場村を見せるわけにはいかないと思います。やる気があるかないか、お願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） 予算の中で見積りを取りまして、必要であれば、予算内で収まるのであれば検討したいということで考えております。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 1番栗原議員。

〔1番 栗原達也君発言〕

○1番（栗原達也君） 必要だと思います。予算、見積りといっても、瓦を二、三枚入れ替えればいい話ですから、屋根を貼ったとしても10万とかその辺ですので、早急に直していただいて、ああいふものは水が入るとどんどん腐り等が入りますから、やるのであれば早急にやったほうが今後、保管、保存していくにもいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑ありませんか。6番丸山議員。

〔6番 丸山敏雄君発言〕

○6番（丸山敏雄君） 16ページの2目観光費なんですけれども、そこに道の駅のキュービクルの

1 から 3 まで載っていますけれども、1 番、2 番は金額的にも同じぐらいで、3 番がほかのに比べて 100 万近く違っておりますけれども、この内容あたりが分かりましたらお願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 小菅喜仁君発言〕

○むらづくり振興課長（小菅喜仁君） ご指摘のところ、回答させていただきます。

第1キュービクル、第2キュービクルが高圧機器類の変換部分、部品の変換部分のところで162万という見積りの内訳がございます。それに対して、第3キュービクルは高圧機器類変換、部品の変換のところ、95万円というところになっております。部品の部分が少ない、また値段がちょっと違うといったところが価格が違う理由でございます。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 6 番丸山議員。

〔6 番 丸山敏雄君発言〕

○6 番（丸山敏雄君） そうしますと、全体的に変更、外観はそのまま中の部品だけを交換する、容量的な問題ですね。はい、ありがとうございます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号 令和6年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第42号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第42号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第42号 令和6年度川場村国民健

康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,446万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,687万円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金88万1,000円、都道府県支出金270万6,000円、繰入金151万円、繰越金1,515万円、諸収入421万5,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費の総務管理費151万円、保険給付費の療養諸費等2,100万円を追加し、国民健康保険事業納付金の額が確定したことによる79万4,000円の減額、国民健康保険被保険者に対し、疾病予防事業等を行う経費として、保健事業費に274万6,000円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月26日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号 令和6年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第43号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第43号 令和6年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第４３号 令和６年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，３３４万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を５億１，６２８万４，０００円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金１，６８１万９，０００円、繰越金１，６３８万１，０００円、諸収入１４万４，０００円を追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費の総務管理費４３万４，０００円、保険給付費２０５万円、地域支援事業費の介護予防事業費に２９７万９，０００円、諸支出金の国庫等への償還金として２，８２６万６，０００円を追加補正し、予備費３８万５，０００円を減額するものであります。

なお、本案につきましては、去る８月２６日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４３号 令和６年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第４４号 令和６年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１４、議案第４４号 令和６年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、議案第４４号 令和６年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１１万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１億４２２万５，０００円とするものであります。

歳入であります、後期高齢者医療負担金１５７万１，０００円の返還により、一般会計繰入金の療養給付費を同額で減額し、事務費繰入金１１万６，０００円、繰越金２００万２，０００円を追加補正するものであります。

次に、歳出であります、総務費の総務管理費１１万６，０００円、予備費として２００万２，０００円を追加補正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第４４号 令和６年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての件を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。１０時３５分まで休憩といたします。

午前１０時２４分休憩

午前１０時３５分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第１５ 認定第１号 令和５年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１６ 認定第２号 令和５年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１７ 認定第３号 令和５年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１８ 認定第４号 令和５年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第１９ 認定第５号 令和５年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２０ 認定第６号 令和５年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第１５、認定第１号 令和５年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第２０、認定第６号 令和５年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの６件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、認定第１号 令和５年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第６号 令和５年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

それでは、各会計の決算の概要について説明を申し上げます。

最初に、令和５年度一般会計歳入歳出決算の状況について申し上げます。

決算額は、歳入総額が前年度比７．７％増の５５億８，４１０万９２８円、歳出総額が前年度比１２．７％増の５１億９，４３６万３，１７７円となりました。歳入歳出差引き額は３億８，９７３万７，７５１円となり、ここから繰越明許費により翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は３億８，９１４万５，７５１円となった次第であります。

歳入の概要でございますが、歳入のうち最も重要な財源である村税は歳入総額の７．１％を占め、前年度に比べ５５４万円の増額となりました。また、歳入の２６．９％を占める地方交付税は、前年度とほぼ同額の１５億６３万円となりました。国県支出金につきましては、事業費補助等の減少により、前年度に比べ１億８，９５７万円の減額となりました。村の借入金であります村債は、臨時財政対策債をはじめ、総務債、環境衛生債のほか、新たに農林水産業債、教育債の借入れを行い、前年度に比べ３億７，２０１万円の増額となりました。

次に、歳出の概要であります。歳出の予算現額５３億２，６８５万３，０００円に対する執行割合は９７．５％となりました。

目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費２７億４，４９９万６，０００円で、構成比は５２．８％、教育費６億５，０８６万２，０００円で、構成比は１２．５％、民生費５億７，０２３万８，０００円で、構成比１１％となっております。

これらの支出を性質別に見ますと、投資的経費が、役場新庁舎建設事業をはじめ、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金を活用した木質バイオマス熱利用設備や太陽光発電設備導入事業並びに国の学校施設環境改善交付金等を活用した小中一貫校整備事業など、多くの事業を実施したことにより、前

年度比22.6%増の25億1,263万5,000円となりました。

一方、義務的経費につきましては、公債費が増加した結果、全体では前年度比9.1%増の11億6,208万円でありました。

このような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は87.6%で、前年度に比べ6.1ポイントの増加となりました。経常収支比率は全国的に増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる中、本村では平均より低い比率に抑えることができました。この数値は決算内容により毎年変動する要素を持っておりますので、今後も経常収支比率を少しでも低下させるよう、健全財政の確保に努力していきたいと考えております。

以上、一般会計決算に対する総括的なご説明を申し上げましたが、執行面における内容や効果、実績等につきましては、お配りしてございます説明書をご覧くださいと思います。

なお、細部につきましては、会計管理者に説明させますのでよろしく願いいたします。

次に、令和5年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康と生活を守るため、特定健康診査及び特定保健指導の実施、生活習慣病予備群に対しての保健指導プログラムの実施など、健康保持、増進に取り組んでまいりました。また、群馬県や関係機関と連携を図り、安定的な運営となるよう、適正な事業運営に努めたところであります。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ2.5%減の4億5,029万4,686万円で、歳出が3.6%減の4億1,914万2,939円となり、歳入歳出差引額は3,115万1,747円となりました。このうち1,600万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和5年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてですが、被保険者の健康寿命の延伸と、団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を見据え、介護予防事業など、効果的かつ効率的に実施するとともに、高齢者が住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域包括ケア体制づくりに努めてまいりました。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ1.6%増の5億133万7,857円、歳出が4.5%増の4億6,835万4,976円となり、歳入歳出差引額は3,298万2,881円となりました。このうち1,660万円を基金に繰り入れ、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和5年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者の方が安心して医療を受けることができるよう、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいりました。

決算の状況であります。歳入が前年度比0.5%増の9,671万9,023円で、歳出が前年度比3.9%増の9,471万5,546円となり、歳入歳出差引額は200万3,477円となりました。全額、翌年度への繰越金といたしました。

次に、令和5年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算についてですが、給水戸数1,067戸、

給水人口 3, 0 0 9 人に対し、安心安全で安定した水の供給をいたしました。また、簡易水道事業として設置されている施設の維持管理を万全に期すとともに、浄水場濁度計並びにフロキュレーターの交換工事、萩室地区本管の移設工事、漏水復旧工事の合わせて 4 件の工事を行いました。

決算の状況であります、歳入が前年度比 1 7. 3 % 増の 5, 8 5 2 万 4, 3 7 8 円、歳出が前年度比 2 8. 9 % 増の 5, 8 1 2 万 8, 7 6 1 円となり、歳入歳出差引き額は 3 9 万 5, 6 1 7 円で、全額、地方公営企業法の適用に伴い、公営企業会計へ引継ぎをいたしました。

最後に、令和 5 年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算についてですが、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水処理場の維持管理に努めるため、浄化センターにおいては床排水ポンプ等の修繕工事を 4 か所、各マンホールポンプ場においては通報装置の L T E 化への更新工事を 5 か所、汚水ポンプ更新工事を 1 か所行いました。下水道普及率は 8 9 % でありました。

決算の状況であります、歳入が前年度比 4 2. 8 % 増の 2 億 7, 0 2 8 万 1 2 円、歳出が 3 6. 9 % 増の 2 億 4, 8 2 3 万 1, 1 6 6 円となり、歳入歳出差引き額は 2, 2 0 4 万 8, 8 4 6 円で、全額、地方公営企業法の適用に伴い、公営企業会計へ引継ぎをいたしました。

以上、一般会計及び特別会計の決算につきまして提案説明をいたしました、各決算については、去る 8 月 2 0 日及び 2 1 日の 2 日間で実施されました決算審査に付し、監査委員の意見をいただいておりますこと、また、後期高齢者医療特別会計を除く各特別会計につきましては、去る 8 月 2 6 日に開催されました各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） ここで、会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 春原久代君発言〕

○会計管理者（春原久代君） それでは、令和 5 年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

決算書の 7 ページをお開きください。

最初に、歳入について主なものをご説明いたします。

まず、1 款の村税ですが、調定額は 3 億 9, 6 8 8 万 1, 5 7 7 円、このうち収入済額は 3 億 9, 6 5 3 万 1, 7 6 1 円で、前年度より約 5 5 0 万円の増額、率にして 1. 4 % の増加でした。収納率につきましては、前年度と同率の 9 9. 9 % となりました。不納欠損額の合計は 1 9 万 1, 1 0 0 円で、内容は 2 項の固定資産税 2 件分となっています。なお、増額となった主な要因は、新築家屋や償却資産の新規登録が増えたことなどにより、2 項の固定資産税が増加したことが要因と考えられます。

続いて、8 ページをお開きください。

2 款地方譲与税の収入済額は 5, 4 1 3 万 5, 0 0 0 円で、前年度より約 7 0 万円の増額、率にして 1. 3 % の増加でした。

続いて下の 9 ページ、7 款地方消費税交付金の収入済額は 8, 9 6 6 万 5, 0 0 0 円で、前年度より

り約１１０万円の増額、率にして１．３％の増加でした。

続いて、１０ページをお開きください。

１０款地方交付税の収入済額は、前年度とほぼ同額の１５億６３万７，０００円でした。

次に、下の１１ページ、１３款使用料及び手数料の収入済額は６，１６２万６５７円で、前年度より約２７０万円の減額、率にして４．３％の減少です。

１項使用料の主な収入は、１目の総務使用料として田園プラザ各施設の使用料をはじめ、２目の観光使用料として体育館やテニスコートなどの使用料、また、５目の教育使用料としてスポーツ広場や歴史民俗資料館などの使用料になります。なお、４目土木使用料の収入未済額１５万２，３００円で、内容は１節の道路使用料として道路占用料の１名分になります。

続いて、２項手数料の主な収入は、次の１２ページになりますが、２目の民生手数料として学童保育料、また、３目の衛生手数料として粗大ごみや一般廃棄物の処理手数料になります。

次に、１４款国庫支出金ですが、収入済額は５億４，３６６万５，７０１円で、前年度より約１億７，３８０万円の減額、率にして２４．２％の減少でした。

１項国庫負担金の収入済額は１億７，５００万４，５６９円で、前年度より約４，０３０万円の増額です。これは、下の１３ページの６目教育費国庫負担金において、小中一貫校整備事業に伴う公立学校施設整備費負担金が交付されたことによる増加になります。

続いて、２項国庫補助金の収入済額は３億６，７１８万３，４０２円で、前年度より約２億１，３８０万円の減額でした。減額となった主な要因は、次の１４ページにもかかっていますが、１目の総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減少や、むらの学習館及び交流ホール等の建設事業が令和４年度で完了したことによる地方創生拠点整備交付金等の減少になります。

次に、下の１５ページ、１５款県支出金ですが、収入済額は１億５，９３８万１，８２７円で、前年度より約１，５７０万円の減額、率にして９％の減少でした。減額となった主な要因は、次の１７ページの下の方になりますが、４目の農林水産業費県補助金において、上宿原地区土地改良事業が令和４年度で完了したことによる農地耕作条件改善事業補助金等の減少によるものになります。

その他、主な収入は、かわば森のこども園に係る保育給付費負担金や福祉医療費補助金、また多面的機能支払交付金などになります。

次に、１８ページをお開きください。

１６款財産収入の収入済額は１，２７４万５，１７２円で、前年度より約６４０万円の増額、率にして１０１．４％の増加でした。主な要因は、土地開発公社の解散に伴う清算金の収入により増額となりました。

次に、下の１９ページ、１７款寄附金ですが、収入済額は１億８，２４０万４，９８３円で、前年度より約５，８９０万円の増額、率にして４７．８％の増加となりました。内訳につきましては、一

般寄附金が6件の2,344万8,983円、ふるさと寄附金が8,069件の1億4,475万6,000円、企業版ふるさと寄附金が8件の1,420万円となりました。なお、ふるさと寄附金のみを前年度と比較しますと、人気のあるふるさと納税サイトをさらに追加したことや、ふるさと納税返礼品の広告効果などにより、件数では前年度より約3,700件の増、また金額につきましても約6,100万円の増額となりました。

続いて、18款の繰入金ですが、収入済額は6億2,486万6,000円で、内容は1目の財政調整基金繰入金をはじめ、2目の地域福祉基金繰入金、4目のほたかの里基金繰入金、また、次の20ページになりますが、10目の役場庁舎整備基金繰入金などになります。

次に、19款繰越金の収入済額は2億7,695万3,730円で、こちらは前年度からの繰越金になります。

続いて、20款諸収入ですが、収入済額は6,446万7,792円で、主な収入は4項雑入のうち、下の21ページの5目の学校給食費や6目の雑入1節の雑入として、てんぐ山公園管理負担金や光ファイバー芯線使用料、また、株式会社田園プラザ川場の株式を譲渡したことなどによる収入になります。

次に、21款村債の収入済額は15億9,267万7,000円で、前年度より約3億7,200万円の増額、率にして30.5%の増加です。内容は、1項1目の臨時財政対策債、2目の総務債、次の22ページになりますが、3目の農林水産業債、7目の教育債、8目の環境衛生債になります。

以上、令和5年度の歳入合計は、予算現額53億2,685万3,000円、収入済額55億8,410万928円、不納欠損額19万1,100円、収入未済額31万1,016円となりました。なお、予算額に対する執行率は104.8%です。

続いて、歳出について、主なものをご説明いたします。

23ページをお開きください。

最初に、1款議会費の支出済額は5,055万7,329円で、前年度より約500万円の増額、率にして11%の増加です。主な支出は、人件費や議員活動経費などになります。

次に、2款総務費の支出済額は27億4,499万5,703円で、前年度より約1億1,620万円の増額、率にして4.4%の増加です。また、繰越明許費の1,183万9,000円につきましては、生活支援対策事業や戸籍附票システム改修事業などを令和6年度へ繰り越したのになります。

1項1目一般管理費における主な支出は、人件費や一般行政事務に要した経費になります。

次に、24ページをお開きください。

3目財産管理費における主な支出は、役場庁舎等の維持管理費や基金積立金などになります。

続いて、下の25ページ、4目企画費における主な支出は、ふるさと納税返礼品経費や代替バス運行補助金などになります。

26ページをお開きください。

7目村活性化推進費における主な支出は、てんぐ山公園施設管理委託料をはじめ、地方創生推進交付金を活用した川場村特産品開発委託料、空き家等住宅状況調査委託料、また移住応援ウェブサイト構築委託料などに要した経費になります。

下の27ページ、11目新拠点構想推進費の主な支出は、役場新庁舎の建設事業をはじめ、役場庁舎等における木質バイオマス熱利用設備及び太陽光発電設備導入事業等に要した経費になります。

次に、30ページをお開きください。

3款民生費の支出済額は5億7,023万8,426円で、前年度より約4,550万円の増額、率にして8.7%の増加です。

1項社会福祉費における主な支出は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、また後期高齢者医療特別会計への繰出金をはじめ、福祉医療費や障害福祉サービス給付費などになります。

次に、32ページをお開きください。

2項児童福祉費における主な支出は、国庫補助金を活用した子育て世帯への給付金事業や児童手当、また、かわば森のこども園等への負担金などになります。

次に、34ページをお開きください。

4款衛生費ですが、支出済額は1億2,488万6,035円で、前年度より約1,080万円の減額、率にして8%の減少です。

1項保健衛生費における主な支出は、各種予防事業や母子保健事業をはじめ、健康増進事業、また新型コロナウイルスワクチン接種事業等に要した経費になります。

次に、37ページをお開きください。

2項清掃費の主な支出は、家庭ごみの収集や分別処理事業、また沼田市外二箇村清掃施設組合への負担金などになります。

次に、38ページをお開きください。

6款農林水産業費の支出済額は、前年度とほぼ同額の1億7,189万8,399円でした。

1項農業費の主な支出は、下の39ページ、3目の農業振興費において、国の補助金を活用した価格高騰対策農業者支援給付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、また、次の40ページになりますが、8目の土地改良総合整備事業費において、県補助金を活用した小規模農村整備事業や多面的機能支払交付金等に要した経費になります。

次に、2項林業費の主な支出は、下の41ページの2目の林業振興費において、県補助金を活用した森林竹林整備事業や有害鳥獣対策事業、また3目の治山林道費においては、林道太郎線改良事業などに要した経費になります。

続いて、7款商工費ですが、支出済額は1億5,088万1,203円で、前年度より約2,64

0万円の減額、率にして14.9%の減少です。主な支出は、次の42ページの1項2目観光費において、観光施設等の指定管理委託料をはじめ、観光協会への業務委託料、また、道の駅川場田園プラザの敷地購入などに要した経費になります。

続いて、8款土木費ですが、支出済額は前年度とほぼ同額の2億3,107万8,927円でした。下の43ページの2項道路橋梁費における主な支出は、1目の道路維持費において村道除雪委託料をはじめ、村道門前溝又線道路改良工事や村道補修工事、また、次の44ページの3目橋梁費において橋梁補修設計委託料などに要した経費になります。4項の公共下水道費については、下水道事業特別会計への繰出金になります。

次に、下の45ページ、9款消防費の支出済額は1億2,341万277円で、前年度より約1,020万円の増額、率にして9.1%の増加です。増加となった主な要因は、1項1目の非常備消防費において、消防団員報酬の増額改定や防火水槽補修工事などを実施したことによる増加となります。

次に、10款教育費の支出済額は6億5,086万1,582円で、前年度より約3億6,970万円の増額、率にして131.6%の増加です。

増加となった主な要因は、次の46ページの1項2目の事務局費において、川場学園校舎増築工事及び小学校既存校舎の改修工事、また、下の47ページの3目国際交流事業費において、中学3年生を対象としたスターバリーへの派遣事業を4年ぶりに実施したことなどによる増加になります。

次に、2項の小学校費、また次の48ページになりますが、3項の中学校費については、ともに校舎等の施設管理委託料や児童生徒の教育に要した経費などになります。

続いて、51ページをお開きください。

6項保健体育費の主な支出は、スポーツ施設管理運営委託料や給食調理業務委託料、また給食用材料購入などに要した経費になります。

53ページをお開きください。

12款公債費の支出済額は3億7,549万9,800円で、前年度より約7,560万円の増額、率にして25.2%の増加となりました。

最後に、54ページをお開きください。

令和5年度の歳出合計は、予算現額53億2,685万3,000円、支出済額51億9,436万3,177円、繰越明許費1,183万9,000円、不用額1億2,065万823円です。なお、予算額に対する執行率は97.5%です。

以上で、令和5年度川場村一般会計歳入歳出決算の細部説明を終わります。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由及び細部説明を終わります。

ここで、川場村代表監査委員より決算審査の意見書が提出されていますので、決算審査報告をお願いします。代表監査委員、角田 清君。

〔代表監査委員 角田 清君発言〕

○代表監査委員（角田 清君） 令和５年度決算審査結果をいたします。

監査委員の角田でございます。監査委員を代表いたしまして、令和５年度決算審査結果等のご報告をさせていただきます。

さきに村長から、地方自治法第２３３条第２項及び同法第２４１条第５項に基づき審査に付されました令和５年度川場村一般会計及び特別会計５件の歳入歳出決算審査及び同附属書類並びに基金の運用状況審査につきまして、去る８月２０日及び２１日の２日間、役場第２０３会議室において、本席にいらっしゃる角田文雄監査委員とともに厳正、慎重に審査し、先般、その結果を監査意見として村長に提出いたしました。

審査結果の詳細につきましては、令和５年度川場村一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、審査結果の概要を申し上げます。

まず、令和５年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額５５億８，４１０万９２８円、歳出総額５１億９，４３６万３，１７７円、歳入歳出差引き額３億８，９７３万７，７５１円であり、翌年度への繰越財源を除いた実質収支は３億８，９１４万５，７５１円の黒字でありました。また、この実質収支から前年度の実質収支を除いた単年度収支については、７，９９２万９，９７９円の赤字となっております。また、財政基金へ積み立てた実質単年度収支については、３億７，９９１万８，９７９円の赤字でありました。

令和５年度の主な事業は、役場庁舎建設事業、小中一貫校校舎建設事業、地方創生推進交付金事業、小規模農村整備事業、多面的機能支払交付金事業など、それぞれの事業において創意工夫がなされ、財政的にも厳しい状況の中で積極的に事業が進められたことが認められます。

歳入につきましては、村税が歳入全体の７．１％と低く、主たる財源は地方交付税２７．０％、特定財源の国県支出金８．０％、地方債２８．０％などに依存している現状であります。地方交付税、国県支出金の安定確保を図るとともに、年度間の調整機能を有する地方債の有効的な活用を図り、適正な財政運営をしていかなければならないと感じております。

歳出につきましては、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費が１１億６，００２万８，０００円で、歳出全体の約２２．３％を占めており、前年に比べ９．１ポイント増加しております。義務的経費は、経常的に歳出が義務づけられ、あるいは任意に削減することができない経費であり、この割合が高くなると財政構造の硬直化を招くおそれがあります。

一方、普通建設事業費が主体の投資的経費は２５億１，２６３万５，０００円で、歳出全体の４８．４％であり、前年度より２２．６ポイント増加しております。この要因は、新拠点整備事業によるものです。

次に、財政力指数は０．２４で前年度と変わりなく、実質公債費比率は１３．０％と前年度より３．１ポイント増加しております。この実質公債費比率が高くなるほど財政硬直化の一因となりますので、

財政面で慎重な配慮をしなければならないと思います。

川場村においては、国の地方創生の方針に歩調を合わせ、住みよい村づくり、雇用創出、子育て支援等の具体的な施策に戦略的に取り組んでいることは高く評価するところです。今後も人口減少、超高齢化社会に伴い財政への長期的な影響が懸念される中、財政的には厳しい状況が続くものと予想されますが、引き続き、より一層の努力をお願いしたいと思います。

財政運営の状況ですが、川場村が可能な限りにおいて健全な財政のために十分な努力をしているか、次の3項目に着眼し、財政運営の適否を判断いたしました。

まず、歳入歳出の均衡が取れた計画的な財政運営であるか、次に財政構造は健全に維持されているか、そして、最後に住民に対して十分な配慮と努力が積極的になされたかを審査した結果、適正に事務処理がされており、計数等の誤りも認められず、令和5年度の一般会計決算は適正妥当であると認めます。これから川場村においては、新拠点エリアの整備、小中一貫校の整備に伴う起債の返還も多額となります。地方自治法及び地方財政の趣旨にのっとり、不要な歳出は極力控えることにより財政の健全化と適正化を図るよう要望いたします。

次に、各特別会計の決算であります。各会計とも適正に経理が処理されており、格別非違の点は認められませんでした。村民の保健福祉と生活環境整備等の向上に向けての努力が感じられました。これからもそれぞれの事業において最小限の経費で最大限の効果が得られますよう、より一層の努力をお願いいたします。

なお、特別会計においても経理状況や関係書類等も整備されており、適正であると認められます。

次に、基金の運用状況の審査ですが、積立基金である財政調整基金、減債基金、その他の基金の令和5年度末の基金残高は11億7,903万594円になります。これらは条例に基づき適正に運用されているか、運用益の取扱方法はどうか、運用状況を示す書類にて確認したところ、これらは適正に処理されていると認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、村長から審査に付託されました令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率につきまして審査いたしましたところ、いずれも適正であると認められました。この結果を審査意見として村長に提出いたしましたことを併せてご報告いたします。

川場村民が健康で安心して暮らせ、そして活力ある村、幸せを実感できる村づくりのため、行政と議会の皆様方のさらなるご尽力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、決算審査報告といたします。

以上です。

○議長（小菅秋雄君） 以上で、令和5年度決算審査報告を終わります。

代表監査委員には、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

日程第15、認定第1号 令和5年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第20、認定第6号 令和5年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和5年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から認定第6号 令和5年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

決算審査特別委員会を委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、議場において開催いたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますので、ご了承願います。

◎散 会

○議長（小菅秋雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、9月4日から9月12日まで休会とし、9月13日は議事の都合上、午後1時30分から本会議を開催したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月12日まで休会とし、9月13日は午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時25分散会